

市民生活に欠かせない公共施設

〜新し尿処理場整備のこれから〜

「老朽化するし尿処理場に代わる新たなし尿処理場整備」について、市ではこのたび、処理方式を「下水道放流方式」とすることを決定しました。処理方式の選定理由、候補地選定や整備スケジュールなど、整備に係る今後の進め方についてお知らせします。

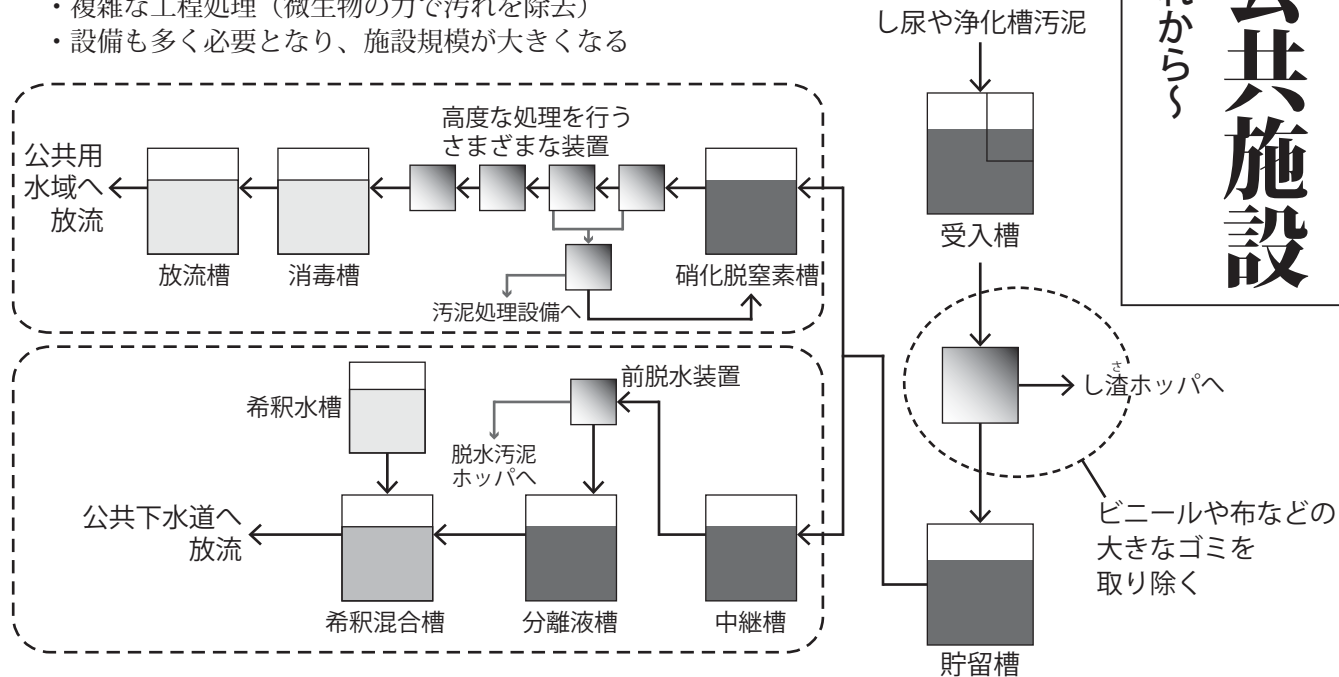
1. 処理方式（下水道放流方式）の選定理由

既存の方式（河川放流）では、処理水を河川に放流するための厳しい水質基準があり、高度な処理が要求されるのに対し、下水道の排除基準（※）では高度な処理が必要ありません。それにより、設備が簡素化されコンパクトな施設になることから、建設コストや維持管理コストを抑えることができます。

※下水道排除基準：公共下水道に汚水を流すために定められた基準
（伊豆の国市下水道条例第13条）

河川放流の処理

- ・河川に放流するため、厳しい水質基準をクリアしなければならない
- ・複雑な工程処理（微生物の力で汚れを除去）
- ・設備も多く必要となり、施設規模が大きくなる



下水道放流の処理

- ・公共下水道に放流する排除基準をクリアすれば良い
- ・河川放流と比べて簡易な処理工程（設備も少なく、施設規模も小さい）

河川放流と下水道放流の処理工程の違い

2. 候補地選定について

◆候補地の選定方法

多くの市民に関心を持っていただき、また、地域の理解を最大限尊重し、市民と行政との協働に重点を置いた建設候補地の選定とすべく、建設地を公募することに決定しました。

【新施設の概要】（伊豆の国市し尿処理施設整備基本構想）

- 施設整備方法 下水道放流施設
- 施設整備規模 25kl/日
- 処理方式 前処理・前脱水方式
- 建築面積 540㎡以上
- 敷地面積 1,564㎡以上

【新施設における取り組み】

- ①環境対策 搬入車両の出入口（建物内）に高速シャッターや前室を設置するなど、臭気を外に出さない万全な対策を講じます。
- ②交通安全対策 地域住民の安全に十分配慮した搬入ルート・搬入時間の検討や、敷地に接している道路整備を行うなど、交通安全対策を講じます。
- ③景観対策 敷地の外周に樹木による緩衝帯を設けるなど、景観に配慮した対策を講じます。

◆公募の概要

【応募条件】必須条件

- ・下水道全体計画区域内であること
- ・有効敷地面積1,500〜2,000㎡程度の用地面積が確保できること
- ・地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること
- ・応募することに對し、自治会（区）の同意が得られていること
- 好ましい条件
 - ・土地利用上の法規制がない、または規制解除が容易なこと
 - ・道路に接していること
 - ・水道・電気などの引き込みが容易なこと
 - ・公共下水道が整備されている、または公共下水道への接続が容易なこと
 - ・土地の形状・地質が整備に適していること

【応募者】

応募者は候補地の地元区長（候補地の敷地が複数区にまたがる場合は、複数区の区長）

【新施設建設地区への地域振興策】

新施設を受け入れていただく自治会（区）に對し、施設整備に伴う要望事項の実施など、地区への地域振興策を実施します。なお、振興策については、候補地決定後に地区と覚書を締結し、詳細を定めるものとします。※地域振興策は、施設の設置自治会（区）を対象に5千万円を上限として実施します。また、ご応募いただいた候補地が選定されなかった場合も、自治会（区）のご尽力に配慮し、地区への振興策として総額1千万円を上限として実施します。

（参考例）



道路・水路などの整備



公民館などの整備



防災備品・防災倉庫などの整備

3. 整備スケジュールについて

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
全体区長への説明会	●			
応募・相談期間		■		
候補地選定審査		●		
地区との協議			■	
建設用地の決定			●	
測量・地質調査			■	
基本計画・基本設計			■	
生活環境影響調査			■	
発注手続き			■	
施設建設（造成工事含む）			■	■

※合併特例債の期限である、平成33年3月末の完成を目指します。

4. 募集（検討）に係る市の支援について

自治会（区）に對する、募集要項などに係る説明および区民説明会の開催（回覧の作成・区民アンケートの作成など）、先進地視察の実施、地権者からの相談・交渉など、支援を実施します。

公募に関するお知らせ・資料は、市ホームページに掲載します。

市役所公共施設整備推進課
〒410-2292
伊豆の国市長岡340-1
☎055(948)1451
FAX 055(948)2915